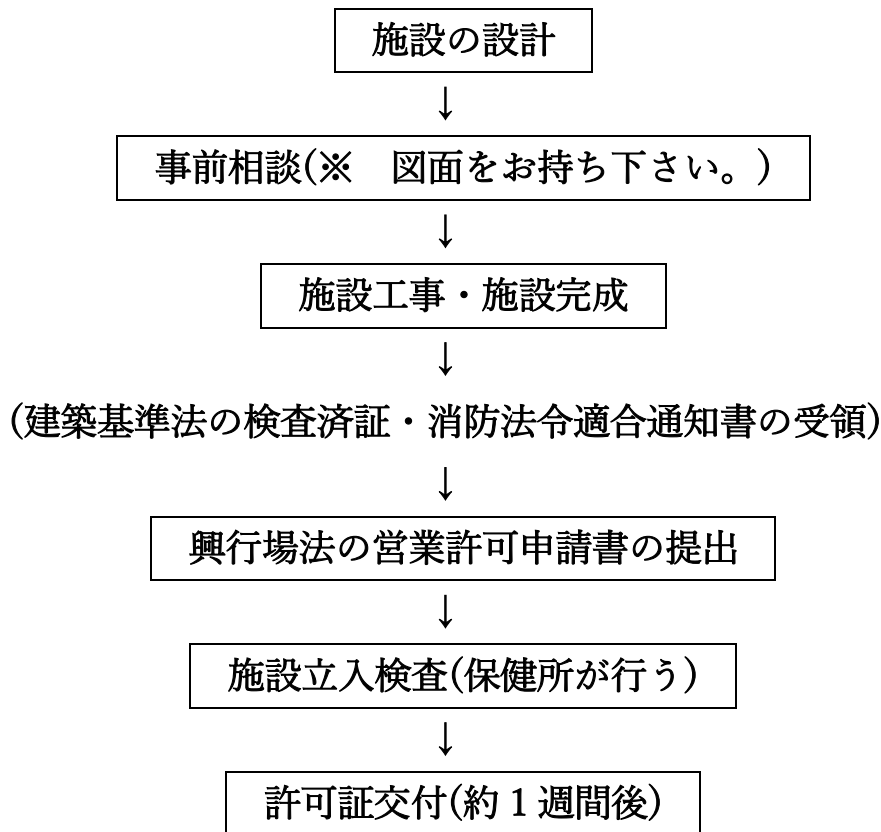


興行場営業許可申請の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で興行場を経営するためには、興行場等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(細2・第1号様式)により保健所長に営業許可申請を行い、大分県知事の許可を受ける必要があります。

※1 構造基準に適合していない場合は、許可証の交付を受けることができません。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

※2 建築基準法第48条の規定に基づき、都市計画で定められている用途地域により、立地が制限される場合があります。

詳しくは、経営しようとする施設のある市町村の建築基準法所管課又は土木事務所(*)へご相談ください。

(*) 地域によって相談先が異なります。

興行場とは

「興行場」とは、業として主たる目的が娯楽である観せ物等を公衆に見せ、又は聞かせる施設とされています。具体的には、以下のような施設が興行場に該当します。

- ① 映画館（移動映画館も含む）
- ② シネマキャビン（有料でガレージ付き個室を設けビデオ等を利用者の好みに応じて上映する施設）
- ③ 劇場
- ④ ライブハウス
- ⑤ 音楽堂
- ⑥ 野球場
- ⑦ 競輪場
- ⑧ 競馬場
- ⑨ 斗鶏場
- ⑩ 文化会館
- ⑪ おばけ屋敷

「業として」とは、人が社会生活上の地位に基づいて、その行為を反覆継続して行うことをいい、営利を目的としない場合（無料で提供する場合）や会員制を採用して特定の人だけを対象にしている場合も、興行場に該当します。

なお、「反覆継続」の目安として、興行のために使用する回数が、おおむね月平均5日以上の場合は「反覆継続」にあたると考えられています。

※その他の用途に供されていた施設において興行を行う場合は、上記の考え方で判断を行います。興行場として建築された施設は稼働日数にかかわらず、興行場に該当します。

(参考：興行場の許可が不要な施設)

- ① 各種展覧会、博覧会の目的で使用される施設
(※ 博覧会場内に施設を設け演劇、演芸等を行う施設は法の適用を受ける。)
- ② 公営の動物園、植物園、博物館及び水族館
(※ 博物館法第2条に規定する博物館として登録された施設又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設)
- ③ ボーリング場
- ④ スケート場
- ⑤ 水泳場

興行場許可申請 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	✓
申請書	申請書 第 1 号様式	「申請書の記載例」「興行場許可申請書の記入上の注意」を参考にし て記入してください。	
添 付 書 類	1	敷地内における建物の配置図	附近の見取図
	2	施設の平面図及び断面図	
	3	附近の見取図	周辺 150m 以上が確認できるもの
	4	定款又は寄附行為の写し (法人の場合)	
	5	建築基準法に第 7 条第 5 項に規定 する「検査済証」の写し	
	6	消防法令適合通知書の写し	
	7	興行場法の施行に関する規則第 2 条第 1 項ただし書の適用を受ける 場合にあっては、当該営業を譲り 受けたことを証する書面	事業譲渡を受けた場合におい て、一部の添付書類を省略する場 合のみ必要です。
		許可申請手数料	20,000 円 (※ 季節的又は一時的に仮設する 場合は 6,000 円) <u>現金で納付すること。</u>

興行場許可申請書の記入上の注意

1 申請書（細 2・第 1 号様式）の記入方法について

1 住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「氏名」「現住所」を記入。

法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入。

略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：■■町 2-1-6 は■■町二丁目 1 番 6 号)

※ 国、地方公共団体等が申請する場合は、当該団体の長が申請することを原則としますが、法令や内部規則等などで管理・経営責任が下部に委任されている場合は、その受任者でもかまいません。

ただし、それを証するもの(事務委任規則等の写し)を添付してください。

2 興行場の名称

正式名称を記入してください。

3 興行場の所在地

同一施設の所在地が 2 つ以上にまたがる場合は、そのすべての地番を記入してください。

4 興行場の種別

映画館、劇場、音楽堂、野球場等の種類を記入してください。

5 興行場の構造設備

建築様式(例：木造 2 階建)、採光換気設備等の概要を記入。なお、建築様式以外の項目は別紙で添付しても差し支えありません。

(※ 別紙で添付する場合は、「別紙」と記入してください。)

6 興行場法の施行に関する規則第 2 条第 1 項ただし書の適用を受ける場合は、その旨

現に営業を行っている者から施設を譲り受けて営業をしようとする場合は、変更のないものについては、記載内容及び添付書類を一部省略することができます。

この規定の適用を受ける場合はこの欄に「事業譲渡による営業許可申請」と記載してください。

2 添付書類について

1 敷地内における建物の配置図

2 施設の平面図及び断面図

縮尺及び面積を明記してください。

3 附近の見取図

営業施設を中心にした、半径が 150 メートル程度の見取図を提出してください。地図の写しでもよいです。

4 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

上記の書類と併せて、下記の書類等をご準備ください。

個人の場合は、運転免許証や住民票の写し等を呈示してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

5 建築基準法に第 7 条第 5 項に規定する「検査済証」の写し

別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市は市役所

その他は管轄の土木事務所で手に入れることができます。

6 消防署長からの「消防法令適合通知書」

詳しくは、最寄りの消防署にお尋ねください。

7 興行場法の施行に関する規則第 2 条第 1 項ただし書の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

現に営業を行っている者からの事業譲渡によって営業を行おうとする場合において、事業を譲り受けたことを証する書面を添付して、一部の添付書類を省略する場合のみ必要になります。

事業譲渡を受けたことが確認できる契約書の写し等を提出してください。

必要書類・・・事業譲渡を受けたことが確認できる契約書の写し等

省略可能書類・・・「4 定款又は寄附行為の写し」以外の書類で

従前受けている許可と変更がない書類

3 許可申請手数料について

許可申請に係る手数料として、**20,000 円が必要です。**

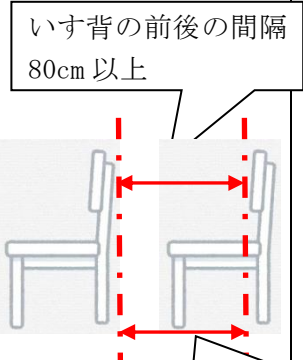
(※ 季節的又は一時的に仮設する場合は 6,000 円)

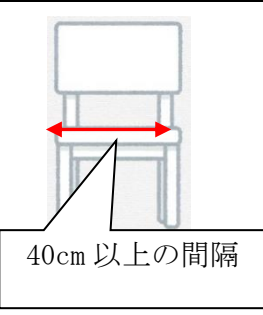
興行場の許可基準について

【設置の場所に関する基準】

基準（興行場法施行条例第2条関係）		備考
1	排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障がない場所であること	
2	採光及び換気に支障がないよう周囲に適当な空間を設けることができる場所であること。 ただし、採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。	

【構造設備に関する基準】

基準（興行場法施行条例第3条関係）		備考
1	ねずみ及び昆虫の侵入を防止するため、 <u>外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設ける</u> こと。	ねずみや衛生害虫の侵入防止
2	清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。	施設内の清潔保持
3	興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する場所（以下「 <u>観覧室</u> 」という。）は、 <u>舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、売店、便所等とは隔壁等により区画すること。</u>	
4	映画館、演劇場、演芸場、音楽ホールその他劇場形態の興行場（以下「映画館等」という。）の観覧室の観覧席（いす席、座席及び立見席をいう。）及び通路は、以下の基準に従って設けること。	
	(1) <u>観覧席をいす席にする場合は、次の要件を満たすものであること。</u>	入場者の移動の利便、清掃の円滑な実施、避難経路の確保
	イ <u>各いす背の前後の間隔</u> （前列のいすの背の背面最先端からこれに面する後列のいすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離をいう。以下同じ。）は、 <u>80センチメートル以上とすること。</u> <u>いすの幅は、当該いす席を占有する者1人当たり、座面で40センチメートル以上とすること。</u>	
ロ ○各いす背の前後の間隔が90cm未満 <u>横に並んだいす席8席以下ごとに、その両側に幅80cm以上の縦通路を設ける。</u> ただし、 <u>4席以下ごとに縦通路を設ける場合は、片側だけでも可</u>	この間隔が90cm以上かどうかで、縦通路の基準が変わる	

		<p>○各いす背の前後の間隔が 90cm 以上</p> <p><u>横に並んだいす席 12 席以下ごとに、その両側に幅 80cm 以上の縦通路を設ける。</u></p> <p>ただし、<u>6 席以下ごとに縦通路を設ける場合は、片側だけでも可</u></p>	 <p>40cm 以上の間隔</p>
	ハ	<p><u>観覧席の最前部と縦に並んだいす席 20 席以下ごとに、幅 1メートル以上の横通路を設けること。</u></p>	
4	(2)	<p><u>観覧席を座席とする場合(※ いすを使わずに、座る席を設ける場合)は、当該座席を占有する者 1人当たりの面積は、0.33 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>また、<u>幅 40 センチメートル以上の縦通路及び横通路を適当に設けること。</u></p>	
	(3)	<p><u>立見席を設ける場合は、当該立見席を占有する者 1 人当たりの面積は、0.2 平方メートル以上とすること。</u></p>	
5		<p>観覧室、食堂、ロビー、売店等の入場者が利用する場所に、次に掲げるところにより、入場者の利用に応じる便所を設けること。</p>	
	イ	<p><u>各階ごとに男子用及び女子用に区画すること。</u></p>	
	ロ	<p><u>トイレの出入口は、次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除き、直接観覧室に開口しない構造であること。</u></p>	
	ハ	<p><u>床面及び床面から 1メートルまでの内壁は、不浸透性の材料で作ること。</u></p>	トイレ内の腐食防止
	ニ	<p><u>流水式給水せんを有する手洗い設備を設けること。</u></p>	感染症予防
	ホ	<p><u>水洗式であること。</u>ただし、興行場の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない等やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りでない。</p>	
6		<p>食堂、売店及び食品販売設備は、便所(次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除く。)の付近その他の不潔な場所に設けないこと。</p>	食中毒の発生防止
7		<p>入場者が利用する座布団等を保管できる設備を設けること。</p>	
8		<p>清掃用具及び散水用具を保管できる専用の設備を設けること。</p>	
9		<p>喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造とし、専用の換気設備を設けること。</p>	受動喫煙の防止

【構造設備に関する基準】

基準		備考
10	<p>観覧室、食堂、ロビー、売店、便所等の入場者が利用する場所(以下「場内」という。)の<u>衛生的な空気環境を確保することができる機能を有する機械換気設備</u>を設けること。</p> <p>この場合において、<u>観覧室に係る機械換気設備の換気能力は、入場者1人当たり毎時35立方メートル以上</u>であること。</p>	<p>換気の確保</p> <p>(※ 観覧室では、<u>特定建築物の換気能力(30m³/人・時間)より高い換+気能力が求められているので、注意</u>)</p>
11	<p>入場者の衛生に支障がないよう<u>適当な照度を確保</u>することができる<u>照明設備及び停電時のためのこれと電源の異なる補助照明設備</u>を設けること。</p>	

【換気に関する基準】

基準		備考
1	<p>機械換気設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。</p>	
2	<p>場内において、次に掲げる空気環境を保持すること。</p>	
	<p>イ <u>二酸化炭素の含有率は、0.15パーセント以下(1,500ppm以下)であること。</u></p>	
	<p>ロ <u>浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下(0.2mg/m³以下)であること。</u></p>	
ハ	<p>5分間開放の平板培養法による空中落下細菌数は、座面において50個以内であること。</p>	

【防湿に関する基準】

基準		備考
1	<p>興行場の内部及び外部における雨水、わき水等の排水を十分にを行い、及び湿度計を設け、常に<u>適当な湿度を保持</u>すること。</p>	

【照明に関する基準】

基準		備考
1	<p>照明設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。</p>	
2	<p>次に掲げる照度を保持すること。</p>	
	<p>イ 観覧室の照度は、以下の数値以上とすること</p>	

	<p>○映画館等において上映中・上演中の場合 通路の床面において、0.2ルクス以上</p> <p>○それ以外の場合 床面から1メートルの高さのすべての所において、 20ルクス以上であること。</p>	
ロ	場内(観覧室を除く。)の照度は、床面から1メートルの高さのすべての所において30ルクス以上であること。	

【清潔に関する基準】

基準		備考
1	興行場及びその周囲は、 <u>毎日清掃</u> し、常に清潔にしておくとともに、 <u>清掃は、開場時刻の1時間前までに終了</u> すること。	
2	<u>毎月1回以上ねずみ及び昆虫の駆除</u> を行うこと。	
3	入場者が利用する座布団等は、常に清潔にしておくこと。	
4	場内に適当な数のゴミ箱を備え、汚水、ごみ等が飛散流出しないよう適切に管理すること。	
5	<u>観覧室の入口</u> に泥土を除去するための <u>敷物</u> を備えること。	

【その他の入場者の衛生に必要な基準】

基準		備考
1	<p>屋内の興行場において、映画、演劇、演芸、音楽演奏、見せ物及び競技を1回の興行として、2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに約10分間以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。</p> <p>ただし、興行中に十分な換気が行われ、入場者の衛生に支障がない場合は、この限りでない。</p>	換気の確保
2	ねずみ及び昆虫の駆除の実施の方法及び年月日について、入場者の見やすい箇所に掲示すること。	
3	喫煙所以外の場所における喫煙を禁止し、喫煙に支障がないよう喫煙所に十分な数の灰皿等を置くこと。	受動喫煙の防止
4	禁煙又は喫煙所である旨の表示は、入場者の見やすい箇所に掲示すること。	
5	医療機関等への通報及び入場者の救護について、迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。	非常事態発生時の備え

6		従事者に対し、次に掲げるところにより衛生管理を行うとともに、衛生教育を行うこと。	
	イ	衣服は、常に清潔に保つこと。	
	ロ	感染性の疾患にかかっている者又はその疑いがある者は、医師の診断により支障がないと認められた場合を除き、業務に従事させないこと。	感染症の予防

○喫煙所に係る規定の解釈について

「喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造とし、専用の換気設備を設けること。」とは下記に示すものである。

- (1) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- (2) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。
 - (イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。
- (3) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

「禁煙又は喫煙所である旨の表示」は、下記の内容が記載されているものであること。

- (1) 禁煙である旨の表示
 - (ア) 禁煙には加熱式たばこも含まれること。
- (2) 喫煙所である旨の表示
 - (ア) 20歳未満は立ち入れないこと。
 - (イ) 喫煙には加熱式たばこも含まれること。

※ 標識の具体例については平成31年2月22日付け健発0222第1号通知「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」の別添3で示す標識例を参考にすること。

<標識例>



興行場許可を受けた後の手続き等

【変更届出書の提出】

大分県興行場法の施行に関する規則第4条の規定により、以下の事項を変更した場合は、10日以内に管轄する保健所あてに「興行場営業変更届(第4号様式)」を提出してください。

変更事項	変更の内容等	備考
興行場の名称	興行場の名前を変更したとき	
営業者の氏名(名称)、住所	【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合) 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地	<u>開設者が変わる場合は、新規の営業許可が必要です。</u> 変更内容が確認できる書類(個人の場合、運転免許証の写し等の呈示、法人の場合は履歴事項証明書の添付)をお願いします。
興行場の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限りです。	<u>興行場を移転させる場合は、新規の営業許可が必要です。</u>
興行場の種別	種別を変更したとき	

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから、「興行場営業変更届(第4号様式)」を提出してください。

変更事項	変更の内容等	備考
興行場の構造設備	増築・改築を行う場合※ 大規模な増築・改築を行う場合は、新たに営業許可の提出が必要になることがあります。	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談</u> してください。

【停止・廃止届出書の提出】

興行場を一時的に休止するとき又は廃止する場合は、10日以内に管轄する保健所あて「営業停止・廃止届出書(第5号様式)」を提出してください。

届出事項	届出の時期	備考
興行場の一時休業、廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興行場を一時的に休止するとき ・ 興行場を廃止するとき 	一時的に休止するときは、休止期間を明確にしてください。